

条例による個別指定制度に係る市民意見募集で寄せられた御意見と本市の考え方

1 制度の導入全般に関する意見<38件>

(1) 肯定的な意見<24件>

意見の要旨	本市の考え方
個別指定制度は認定NPO法人になるための敷居が低くなり大変ありがたい。	<p>特定非営利活動法人（以下「NPO法人」といいます。）をはじめとする市民活動団体は、社会の様々な課題の解決に向け、地域の住民組織とともに、地域社会を支える主体の一つとして、重要な役割を担っています。これらのNPO法人等が、継続的・安定的な活動を展開していくためには、広く市民から支援を受けられる環境を整備することが必要です。</p> <p>制度の導入に賛同いただいた御意見を踏まえ、NPO法人に対する寄附を促進し、また、認定NPO法人への移行の促進を図るため、個別指定制度に係る基準や手続等を定める条例を策定し、運用してまいります。</p>
自由に使える資金があればもっといろいろな活動ができる。この新しい制度は有意義なものになる。	
寄附する市民もその団体の活動に注目して協力することもあるだろうし、団体も寄附してもらったことに感謝して活動を更に活発化するであろう。	
認定NPO法人を申請し、団体の質的向上を進め、寄附者にも税制控除があることは納税者と寄附受取団体双方にとって意思を反映することができる大きなメリットである。	
多くの団体が質的向上をめざし、寄附者と現場が真の意味でつながることを願う。	
地域で社会的公益活動をしている団体を支援していくことで将来的に有益な社会になっていくと思うので是非施行すべきである。	
市民活動団体を「寄附」という方法で応援し、社会問題の解決に向けて貢献する人が、今回の個別指定制度による市民活動団体数の増加によって増えれば良い。	
審査基準が明確になると、団体の課題も明確になり、次なるステップを目指しやすいと考える。	
市民活動が活発となるように支援するという、大きな枠組みとしてはとても良いことだと思う。	
個別指定制度が、多くの市民が寄附やボランティアなど様々なかたちで市民活動に参加する機会を提供するとともに、社会全体で市民活動を支えていく機運を醸成していく起点になれば良い。	
行政がすべてを担えない中、NPOを支援することは必要である。	
NPOが公共的活動の一翼を担うことは大切。その意味で今回の内容には賛同する。	

意見の要旨	本市の考え方
<p>地域における様々な課題を解決していくうえで、NPO法人等が果たす役割は重要になってきており、その自立的な活動に向け、広く市民から支援を受けられる環境を整備することは賛成である。</p>	<p>特定非営利活動法人（以下「NPO法人」といいます。）をはじめとする市民活動団体は、社会の様々な課題の解決に向け、地域の住民組織とともに、地域社会を支える主体の一つとして、重要な役割を担っています。これらのNPO法人等が、継続的・安定的な活動を展開していくためには、広く市民から支援を受けられる環境を整備することが必要です。</p>
<p>NPO法人が継続的・安定的に活動するためには、市民からの寄附が一定必要であり、このような環境整備は有用。ぜひ条例を制定してほしい。</p>	
<p>法改正に伴い個別指定制度を新たに設定することは、広く市民に寄附社会を広げることとなり、真の意味での市民活動が広がる社会が生まれる。</p>	<p>制度の導入に賛同いただいた御意見を踏まえ、NPO法人に対する寄附を促進し、また、認定NPO法人への移行の促進を図るため、個別指定制度に係る基準や手続等を定める条例を策定し、運用してまいります。</p>
<p>認定が身近な自治体で行われることになったことと並んで、今回の条例による個別指定制度の導入は、非常に時宜を得た取組である。</p>	
<p>この制度は、地域に貢献しているNPOを地域の住民が支えるきっかけづくりとなるもので期待している。</p>	
<p>認定NPOへの大幅な認定要件の緩和は大いに評価できる。</p>	
<p>地域社会に貢献するNPO法人が、市民からの寄附によって支えられるよう、この制度が後押しになってほしい。</p>	
<p>条例による個別指定制度の根本的な考え方については賛成。2000円の寄附金控除の適用下限もない方が良い。</p>	
<p>個別指定制度が導入されると、市民の寄附意識が高まり、本当の意味の市民活動が発展する。</p>	
<p>寄附するためにはNPO活動を知る必要があり、知ることでどの事業に寄附をしていくかを考えるようになり、市民とNPOの協働が始まる。</p>	
<p>自治体が独自に条例で定めるNPO法人への寄附によって税額控除が受けられることは、市民活動支援環境の整備や寄附文化の醸成にとって望ましい。</p>	
<p>基本的考え方や制度、要件についてはかなりシンプルで、「少し頑張れば」かなりの数の市内法人がこの要件を満たすものと思う。</p>	

【要望的な意見】 < 9件 >

意見の要旨	本市の考え方
市民団体がより活動しやすくなるような制度にしてほしい。	少しでも多くのNPO法人がチャレンジできるよう、シンプルでわかりやすい基準としています。
個別指定制度が NPO 法人にとってわかりやすく、受け入れられやすい内容となり、京都の市民活動が盛り上がることを期待したい。	申請書類や手続等の簡素化につきましては、制度の活用の推進に必要なことと考えており、本市所轄法人の場合、本市に既に提出している書類を申請書類から省略することとしています。
要件緩和はありがたいが、認定されることによって事務量が増えると聞いており、抜本的な対策が必要である。	また、府市で書式や関係書類の共通化を図るなど、可能な限り、NPO法人の事務負担の軽減を図ってまいります。
説明を聞かなければ記載できないのが現状であり、今以上に丁寧なサポートをお願いしたい。	
市民が寄附しやすく、法人にとっても寄附が集めやすくなるよう、十分な周知とシンプルな制度となることを願う。	
指定法人等の周知や申請書類・手続の簡素化等の環境整備もしっかり行っていく必要がある。	
京都市民のために頑張ってくれる NPO 法人を支援できる制度にしてほしい。	公益要件として、「申出法人の活動が地域社会の課題の解決に役立つものであること」等の基準を設け、地域社会に支持され、住民の福祉の増進に寄与する活動を行う法人が指定の対象となるような制度設計としています。
京都の子どもたちを守ること、暮らしに関する活動そういった分野に優先されるような独自性のある条例を期待したい。	
どんなNPOを育てたいのか、増やしたいのか、市としてイメージがされているとなお良い。	

【その他の意見】 < 5 件 >

意見の要旨	本市の考え方
根本となる国の制度が中途半端であり、この条例自体も中途半端な制度となっている。	制度概要のリーフレットや手引書等を作成するなど、より多くの方に制度を知っていただき活用いただけるよう、積極的な周知を図ってまいります。
明快な指導や解説ができない制度は意味がなく、子供にでも理解できるような制度を作ってほしい。	
NPO法人がどのような活動をしているのか市民にはわかりにくく、制度自体が必要なのかどうか判断できないところがある。	市民からの寄附を促進するためには、NPO法人の活動を広く発信していくことが重要であり、指定された法人について、インターネット等による情報発信を行ってまいります。
寄附者が多くなり寄附を集めやすくなるとは思わない。個人からの寄附は、金額が低く税控除もあまりなく、確定申告の作成ができない人も多い。	御意見・御要望につきましては、制度運用の際の参考とさせていただきます。
個人市民税の寄附金控除に関して、もっとわかりやすく、簡単な処理を明確にしなければ、市民の寄附は進まないと考える。	

2 指定基準に関する御意見 < 28 件 >

【基準全般に係る意見】 < 6 件 >

意見の要旨	本市の考え方
社会環境の変化に適応して改善していくような柔軟な姿勢を持ってほしい。	指定基準については、NPOや有識者等の御意見を参考に検討を進めてきたものですが、御意見・御要望につきましては、制度運用の際の参考とさせていただきます。
指定基準については、概ね妥当。ただし、他都市の状況や運用状況による見直しが必要である。	
指定基準の各要件については、先行事例よりも厳しいものとならないように定めてほしい。	
指定基準は市民とNPO法人双方のニーズに合致するものとすべきである。	手引書等を作成するとともに、制度内容や指定基準等に関する情報をホームページ等で発信してまいります。
指定基準は明瞭に公表してほしい。	
基準が厳しすぎる。条件のどれをクリアしたらいいのか複雑すぎてよくわからない。	

【運営要件に係る意見】 < 8 件 >

意見の要旨	本市の考え方
<p>京都市内にどんな形でも事務所さえあれば、指定基準を満たすのか。</p>	<p>NPO法人が行う活動の効果が市税の控除に見合うものとする観点から、京都市域を越えて全国的に活動するNPO法人についても、京都市内で活動を行っており、京都市民の福祉の増進に寄与している活動であることが認められれば対象としたいと考えております。</p>
<p>京都市以外に拠点を持つ法人は対象外になるのか。</p>	
<p>会員等特定の者に対する共益的活動が半分未満という条件は、その割合が何で判断されるのか。会員制を取っているNPO法人の場合、「対象が広く」という観点からでなく「広く社会的な課題の解決にあたっている」という観点でお願いしたい。</p>	<p>NPO法人の行った事業活動に係る事業費の額、従事者の作業時間数その他の合理的な指標によりその割合を判断することになります。</p>
<p>「申出法人の公開している内容が適正であることを市長が別に定める団体により確認されていること」とあるが、市長が別に定める団体とはどのようなところを想定しているのか。指定する団体によって、申請団体が不利益を被ることはないのか。</p>	<p>情報公開については、「申出法人に関する事業報告書や計算書類、定款等をインターネットの利用その他の適切な方法により公開していること」を条例及び規則で定めています。</p> <p>なお、情報公開の内容の確認については、京都市が申請後に行うこととし、公開情報が適正であるかどうかを確認する団体は設けないこととしました。</p>
<p>「インターネットの利用その他の適切な方法により情報が公開されており、かつ、当該情報の内容が適正であることについて確認されていること」とあるが、「適切な方法」、「内容が適正」について、具体的にどのような方法であり、どのような内容を公開するものなのか。</p>	
<p>申出法人に関する情報がインターネットに適切に公開されていることについて、HPのみに内容が正しいことが確認されるだけで良いのか。特定のサイトなどに掲載されていることが条件になるのか。</p>	
<p>チェック機能を果たす団体があるならば、その団体の明確化と当該団体のチェックも必要ではないか。</p>	
<p>「当該情報の内容が適正であることについて市長又は市長が定める団体により確認されていること」とは、どのような団体が、どのような方法で確認するのか。審査をする団体の選定方法や具体的な確認方法を明確にする必要がある。</p>	

【公益要件に係る意見】 < 14件 >

意見の要旨	本市の考え方
<p>事業費や会員数、ボランティア等の指標は、寄附金控除の対象としてよりふさわしいNPO法人が指定できるよう、実際の制度の運用状況を踏まえ、柔軟に見直しができる仕組みにするべきである。</p>	<p>指定基準については、NPOや有識者等の御意見を参考に検討を進めてきたものですが、御意見・御要望につきましては、制度運用の際の参考とさせていただきます。</p>
<p>地域に密着した小規模な法人が個別指定制度を受けやすくしてほしい。</p>	
<p>寄附実績はできるだけバリアーの低い形でお願いしたい。実際は、指定を受けて寄附金活動を積極的に行っていくことになる。</p>	<p>国の基準（3,000円以上の寄附者が年度当たり100人以上）について、地域性を加味した独自の基準により緩和することで、認定可能なNPO法人数を増やし、寄附先として多様な選択肢を確保したいと考えています。</p>
<p>ボランティアやインターンの在り方は多様であるが、団体それぞれの独自解釈で良いのか。</p>	<p>市民等からの支持を示す基準において、寄附金の代替として、無償の労力提供も認めることとしていることから、無償の労力の提供により特定非営利活動を行う場合は、原則として該当するものと考えております。</p>
<p>ボランティアスタッフの定義を明確にすることが必要である。無給(無償)スタッフ=ボランティアと捉えている団体もある。</p>	
<p>ボランティアスタッフ等の活動実績をどのような方法で検証するのか。無給事務局職員の扱いはどうなるのか。(職員には専従、非専従ともある。)</p>	<p>なお、寄附者名簿と同様に、無償労力提供者に係る名簿を作成していただくことを考えております。</p>
<p>「地域社会と関係を有しながら」とは、地縁組織と協働するという限定的なものなのか、地縁組織、各種団体、住民等と広く連携、協力、参加した緩やかなつながりで取り組むことでも良いのか。</p>	<p>地縁組織に限るものではなく、申出法人以外の団体と協働して地域の課題の解決に資する活動を行っている場合なども該当するものと考えています。</p>
<p>第三者が活動を評価する方法は、法人自身が設置する評価委員会等では事実上骨抜きになってしまうことが危惧されるため、「市長又は市長が別に定める団体」による評価を受け入れる等、真に第三者であることが明確である要件にしてはどうか。</p>	<p>第三者による活動の評価が恣意的なものでなく、公正かつ透明性のあることは重要であることから、特定非営利活動の評価を事業として行っている団体や、特定非営利活動に関する学識経験者が評価することとしております。</p>
<p>第三者が活動を評価する方法とあるが、第三者とはいずれかの団体が引き受けられるのか。</p>	
<p>第三者評価は、公明性を持つことが必要である。</p>	
<p>第三者が活動を評価する方法によりとあるが、第三者はどのような方法で選定され、評価方法の妥当性をどのように確認するのか。</p>	
<p>「第三者評価」とは何を意味するのか。また、「仕組みを有する」の基準や判断はどうなるのか。</p>	

<p>「会員」の定義を明確にすべきである。正会員や賛助会員のほか、マンスリーサポーター制度などを導入する団体もある。</p>	<p>条例及び規則において指定基準における「会員」について定義しています。</p>
<p>国際協力を行っている NPO 法人は対象外となるのか。</p>	<p>NPO 法人が行う活動の効果が市税の控除に見合うものとする観点から、京都市域を越えて全国的に活動する NPO 法人についても、京都市内で活動を行っており、京都市民の福祉の増進に寄与している活動であることが認められれば対象としたいと考えております。</p>

3 制度の説明及び周知に関する御意見<12件>

意見の要旨	本市の考え方
<p>NPO 法人，市民それぞれにどんなメリットがあるのかをわかりやすく示す必要がある。</p>	<p>制度概要のリーフレットや手引書等を作成するなど，より多くの方に制度を知っていただき活用いただけるよう，積極的な周知を図ってまいります。</p> <p>また，インターネット等での情報発信を通じて，広く市民の方に制度の周知を図ってまいります。</p>
<p>税制優遇があると寄附しやすくなるかもしれないが，そのためには制度説明など情報提供が重要である。</p>	
<p>広く市民にこの制度を周知していくことにより NPO 法人の意識の向上，活性化が生まれる。</p>	
<p>個別指定と認定との関係が複雑でわかりにくいため，NPO 法人，市民共に十分な周知を願いたい。</p>	
<p>制度の内容そのものが難解。わかりやすく市民に伝えなければ，寄附は集まらないのではないのか。</p>	
<p>意見記入の用紙を読んだだけでは，一般市民が寄附をしようとする気になるかは大いに疑問がある。</p>	
<p>制度の認知度を上げていくことも重要である。</p>	
<p>複雑に感じたため，まずは簡潔に広報願いたい。</p>	
<p>税制優遇措置の拡充による税額控除例に，改正前の具体例が書いてあると優遇措置が実感しやすい。</p>	
<p>個人が認定 NPO 法人に 10,000 円寄附した場合の税額控除例があるが，4,000 円の税額控除が税金にいくら影響を及ぼすのかわからない。</p>	
<p>4,000 円の税額控除例として，世帯収入 400 万円，200 万円の例を示してほしい。</p>	
<p>寄附金に関する税制優遇制度についての意見を書けばよいのか，条例による個別指定制度の指定基準について書けばよいのか分からず難しかった。</p>	

4 申請書類や申請手続など制度の運用に関する御意見<6件>

意見の要旨	本市の考え方
<p>事務や会計の専門家ではない会員が担当している団体も多いため、団体にとって利用しやすい制度、簡単な分かりやすい手続にしてほしい。</p>	<p>申請書類や手続等の簡素化につきましては、制度の活用の推進に必要なことと考えており、本市所轄法人の場合、本市に既に提出している書類を申請書類から省略することとしています。</p>
<p>NPO の現場の実情から、可能な限り実務の簡素化と申請書類の簡潔さを願う。</p>	<p>また、府市で書式や関係書類の共通化を図るなど、可能な限り、NPO 法人の事務負担の軽減を図ってまいります。</p>
<p>提出書類の多さや手続の繁雑さが申請のネックにならないような配慮が大切である。</p>	<p>御意見・御要望につきましては、制度運用の際の参考とさせていただきます。</p>
<p>寄附金控除を受けるために必要な手続や相談窓口などをわかりやすくお知らせすることが必要である。</p>	<p>御意見・御要望につきましては、制度運用の際の参考とさせていただきます。</p>
<p>NPO 法人を個別に条例で指定するとなると、頻繁に条例を改正する必要が生じ、また、法人名や主たる所在地が変わるだけで条例改正が必要となるなど、かなり重い運用となることが懸念される。</p>	<p>市民税と府民税ともに税額控除ができるよう京都府とも協調して、指定基準や手続等の検討を進めてきており、御意見・御要望につきましても、制度運用の際の参考とさせていただきます。</p>
<p>指定基準を可能な限り府市共通にしているとのことであれば、審査会も府市合同にする、あるいは府の審査会は市の審査会の結論を尊重するようにするなど、余計な手間は省くようにすべきである。</p>	<p>市民税と府民税ともに税額控除ができるよう京都府とも協調して、指定基準や手続等の検討を進めてきており、御意見・御要望につきましても、制度運用の際の参考とさせていただきます。</p>

5 指定法人等の周知に関する御意見<8件>

意見の要旨	本市の考え方
<p>指定されたNPO法人を広く周知していくことが必要である。</p>	<p>京都市は、条例による指定があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該NPO法人に係る基本的な情報を公表することとしています。</p> <p>また、条例による指定を受けたNPO法人は、定款や事業報告書等をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないこととしています。</p> <p>NPO法人に対する市民からの寄附を促進するとともに、寄附を受けるNPO法人としての説明責任を果たしてもらうためには、法人の活動を広く発信していくことが重要であり、専用ポータルサイトの設置など、インターネット等による情報発信を進めてまいります。</p>
<p>京都市からもNPO法人の活動を積極的に市民に発信してほしい。</p>	
<p>NPO法人自身が自らその活動を発信していかないと、市民には届かない。</p>	
<p>NPO法人の活動をもっと広く国民に知らせる仕組みが必要ではないか。そうでないと寄附したくても選択の機会がない。</p>	
<p>京都市内には多くのNPO法人がある一方、どのような団体があり、どのような活動をしているのか市民にあまり知られていない。市民しんぶんや市HP等の広報媒体でPRしていくことが必要であり、こうした周知により市民がNPO活動に関心を持ち、寄附行動にもつながっていく。</p>	
<p>活動がもっと明確にわかるような努力も市民活動団体には必要であり、その情報開示がなければ、この制度も利用しにくいと考える。</p>	
<p>寄附までのコスト（認定団体をさがして、審査して、お金払ってというコストは控除分に見合うか）を下げる仕掛けが欲しい。</p>	<p>御意見・御要望につきましては、制度運用の際の参考とさせていただきます。</p>
<p>認定団体（候補）の一覧が、市のHPに公開されていて、「ここに応援したいな」と思ったら、ワンクリックで寄附できる。また、「あと10人で認定」と寄附者が見てわかる等の仕掛けが欲しい。</p>	

6 税制上の優遇措置（税額控除）の視点からの御意見<6件>

意見の要旨	本市の考え方
<p>指定するということは税収の一部がNPOにまわるといふことであるため、指定の要件は満たしていても、その団体の運営や事業が適当なものかを常に見続けなければならない。</p>	<p>指定されたNPO法人は税控除の対象となることから、指定基準への適合や適正な運営の確保のために必要と認める場合等には、指定法人に対する報告聴取や立入検査、改善命令等の規定を整備するとともに、虚偽申出等を行った場合の罰則を定めています。</p>
<p>指定されるNPO法人の情報開示や運営体制への厳格な指導を行ってほしい。</p>	
<p>税控除につながるものであり、適正な運営体制などの基準をクリアすることは必要である。</p>	
<p>指定されたNPO法人は、税の優遇を受けることになることから、活動が寄附金を受け入れるのにふさわしいものであることを広くわかりやすく説明していく必要がある。インターネットの利用による情報公開など、多くの人が情報を入手しやすく、またチェックもできる環境づくりを進めてほしい。</p>	<p>京都市は、条例による指定があったときは、インターネットの利用その他の適切な方法により、当該NPO法人に係る基本的な情報を公表することとしています。</p> <p>また、条例による指定を受けたNPO法人は、定款や事業報告書等をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないこととしています。</p>
<p>税の控除を受けるための制度であれば、実際に指定される法人は、活動はもちろん運営面も含めて、市民に対して説明責任が果たせる法人であってほしい。</p>	<p>NPO法人に対する市民からの寄附を促進するとともに、寄附を受けるNPO法人としての説明責任を果たしてもらうためには、法人の活動を広く発信していくことが重要であり、専用ポータルサイトの設置など、インターネット等による情報発信を進めてまいります。</p>
<p>税金の控除率を現在の案より増やしてほしい。</p>	<p>御意見・御要望につきましては、制度運用の際の参考とさせていただきます。</p>

7 寄附文化の醸成に向けた取組に関する御意見<15件>

意見の要旨	本市の考え方
<p>NPO等が地域の課題解決や活性化に向けた活動をしていることを市民や事業者等に広く知らせ、こうした活動への寄附が社会的な課題を解決するための有効な手段の一つであるとの認識を広げてほしい。</p>	<p>市民が主体となって行う公益的な活動に対して、市民が寄附を行うことで、その活動を支援することが重要であり、寄附を受けるNPO法人の活動のためだけではなく、市民の寄附意識の醸成を図る取組を進めてまいります。</p>
<p>社会全体がNPOの存在意義、活動を理解して、社会全体として必要欠くべからざるセクターであることの周知を図ってほしい。</p>	
<p>NPO法人等が社会の様々な課題解決に向けて重要な役割を担うこと、また、それを支えるのは市民であることが十分に浸透していない。「寄附文化」として定着するには、かなりの時間といわゆる啓発活動、そして制度的な整備が不可欠である。</p>	
<p>寄附することが個人や社会にどういったメリットを与えるかについて周知し、理解を得る必要がある。</p>	
<p>条例を制定すれば、また認定NPO法人や「控除対象NPO法人」になれば、自然と寄附が増えるというものではない。</p>	
<p>基準や手続を厳格に進めるだけでなく、意識改革にも取り組んでほしい。</p>	
<p>寄附を考えている企業などへもっとPRしてほしい。</p>	
<p>寄附文化の発展している米国等の制度がどうなっているのか知りたい。制度が改変されたとしても、先進国並には改善されていないのではないか。</p>	
<p>納税か寄附かを選択できるという考え方を啓発していく必要がある。また、NPOに対しても「いかにして活動財源を確保するのか」ということを考えてもらう場を作っていくことが必要である。</p>	
<p>「あなたから寄附いただいた〇〇円のおかげで、〇〇が実現しました。」と具体的に示してもらえば、寄附する側も寄附し甲斐があるのではないか。</p>	
<p>条例制定という「環境整備」と、市民や企業の「意識変化」、そしてNPOの「意欲・努力・能力」が合わさって、寄附は促進される。</p>	

<p>条例について学んだり、組織の寄附獲得のためのスキルを磨く機会（セミナーや研究会等）を設ける必要がある。また、NPOの組織内でも、寄附集めを「片手間」ではなく、経営戦略に組み込むことが必要である。</p>	<p>「認定NPO法人への移行に向けた講座」や「会計等に関する専門家による個別相談会」を実施するなど、きめ細かいサポートを行ってまいります。</p>
<p>外国における寄附をすれば、その税は納めなくてもよいとか、また寄附の領収書を持っていけば税を返還してもらえとか、簡単な手続にすれば、もっと寄附文化が醸成されるのではないか。</p>	<p>御意見・御要望につきましては、制度運用の際の参考とさせていただきます。</p>
<p>「協働」や「パートナーシップ」を唱えながら、実態は「下請」としてしか意識していないような言動や委託費の実態など、行政の考え方を変える必要がある。</p>	
<p>NPOを理解するためにも、行政に携わる職員が個人として積極的にNPO活動を行うことを期待したい。</p>	

8 その他の御意見<11件>

意見の要旨	本市の考え方
<p>認定機関が国税局から地方自治体に移行したことにより、よりきめ細かいサポートが期待できる。</p> <p>NPO法人の活動の強化・促進については、寄附金に関する制度以外においても検討を進めてほしい。</p>	<p>住民の皆様身近な地方自治体がNPO関係事務を一元的に実施することとなり、今後とも、ニーズに即したきめ細かな支援に努めてまいります。</p>
<p>認定NPO法人の認定要件にもあるが、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することはよくないと思う。</p>	<p>認定基準においては、宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成する活動を行っていないことが要件とされています。今回の個別指定制度の基準においても要件としています。</p>
<p>税制面の書類作成をはじめとする事務・経理処理の専門性に欠ける部分をいかにサポートしていただけるかが心配。認定後の事務作業の大変さを考えると認定を取ることを躊躇してしまう。</p>	<p>申請書類や手続等の簡素化につきましては、制度の活用の推進に必要なことと考えており、本市所轄法人の場合、本市に既に提出している書類を申請書類から省略することとしています。</p>
<p>現在申請手続を進めているが、提出する書類が多すぎ、何度も問合せをしたり、足を運ばないと理解できないところがある。</p>	<p>また、府市で書式や関係書類の共通化を図るなど、可能な限り、NPO法人の事務負担の軽減を図ってまいります。</p>
<p>NPO法人の設立講座がよく開催されていて素晴らしい。</p>	<p>今後とも、市民活動総合センターにおいて、ニーズに応じた講座等の開設を実施してまいります。</p>
<p>月々1000円といった額を納税と合わせて天引きされれば、苦も無く寄附ができることと思う。</p>	<p>御意見・御要望につきましては、制度運用の際の参考とさせていただきます。</p>
<p>年額の領収書などが送られてきて、年末調整などで還付される額のうち寄附に充てることなど、寄附を集めやすい体制を考えてほしい。</p>	
<p>健全な運営、持続的な活動に向けて、まとまった資金や経済活動を推進するべきである。事務所を作るにも、何らかの活動をするにも無報酬や持ち出しでは活動できる範囲は限られてくる。安定した運営のためにも経済活動をもう少し考慮してはどうか。</p>	
<p>もっと企業からの多額の寄附も扱えるような制度ができることを望む。</p>	
<p>NPOにとって、企業からのある程度まとまった額の寄附は大きいものである一方、企業にとってもCSRの観点からNPOとの協働や寄附の促進は重要であり、また、損金算入というメリットもある。</p>	